

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十二号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十三条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第二十五条の二第三号口中「知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の認可（知事の認可に限る。）を受けた」に改める。

第二十六条の六第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第三十四条の五中「当該ゴルフ場の公衆の見やすい箇所に」を削り、「金額を」の下に「インターネットの利用その他の方法により」を加える。

附則第十六条から第十九条までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第十六条 令和八年四月一日以後に第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分

の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十七条から第十九条まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三十四条の五の改正規定 公布の日

二 第二十三条及び第二十六条の六第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年一月一日

三 附則第十六条から第十九条までの改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

四 第二十一条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

五 第二十五条の二第三号ロの改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二十六条の六第一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公

的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の埼玉県税条例第二十六条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、埼玉県税条例第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び改正後の条例附則第十六条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 埼玉県税条例第三十三条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 改正後の条例附則第十六条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数